

令和 5 年度の経営所得安定対策等に関する 立入調査の結果について

経営所得安定対策等の交付金の交付に当たって、適正な執行に資するよう、地方農政局等の職員が農作物の販売伝票や圃場における作付状況等の確認を行う「立入調査」を実施しています。今般、令和 5 年度に実施した立入調査の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

1 業務点検調査

業務点検調査については、地域農業再生協議会の交付金の交付事務手続きの適正性を確認するため、

- ① 前年度に交付金の交付事務手続きの瑕疵に関して指導を実施した地方農政局等においては、指導を実施した全ての地域農業再生協議会
- ② 前年度に①の指導を実施していない地方農政局等においては、地方農政局等の管内の県域拠点等につき 1 地域農業再生協議会
に対して調査を実施するものであり、結果は以下のとおりです。

○業務点検調査対象協議会数（令和 5 年度実績）

（単位：件）

交付金名	交付申請件数	調査実績	指導件数
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	40,521	156	40
収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	54,161	130	12
水田活用の直接支払交付金	283,692	297	439

2 疑義調査

疑義調査については、交付申請者が交付金の受給に関して不適切な申請を行い又は適切な生産を行っていない等の交付要件違反等に関する疑義情報、関係機関において交付金の交付について不適切な事務・経理処理等が行われている等の疑義情報の提供があった場合に実施するものであり、結果は以下のとおりです。

（１）水田活用の直接支払交付金に係る調査

- ① 農業者が取り組んだ飼料用米について、飼料用米以外の米を故意に混入し、増量した上で農産物検査を受験し、交付申請していた事が判明したため、交付金の不交付の措置を講じました。併せて、新規需要米（飼料用米）の認定取消を行い、氏名と違反事実の公表を行いました。

- ② 農業者が取り組んだWCS用稲について、子実を収穫してしまった事及び収穫しなかった圃場があった事が判明したため、交付金の不交付の措置を講じました。

○疑義調査の調査結果

(単位：件)

調査期別	調査件数	交付金の返還又は支払対象からの除外					交付金に係る措置を講じる必要がなかったもの	調査を継続するもの
			不作付	新規需要米等の主食用への横流し	不十分な栽培管理	その他		
5年度	6[1]	2[1]	0	0	0	2	1	3
4年度	-[-]	-[-]	-	-	-	-	-	-

(注1) [] は、調査件数のうち、前年度から調査を継続しているものの件数

(注2) 令和4年度はコロナ渦のため調査は未実施